

平成22年度第23回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成22年12月6日（月） 14：00～16：12

開催場所：厚生労働省専用第15・16会議室

出席者：土屋座長、草間仕分け人、田代仕分け人、宮山仕分け人、渡辺仕分け人、田中仕分け人、

○総括審議官

それでは定刻ですので、「第23回厚生労働省省内事業仕分け」を開始したいと思います。本日の進行につきましては、民間有識者の仕分け人のうちから、土屋了介委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○土屋座長

本日の進行役を務めさせていただく土屋でございます。よろしくお願いいたします。本日は、日本介護福祉士会、シルバーサービス振興会を対象として省内事業仕分けを実施いたします。最初に、日本介護福祉士会を取り上げます。

（省内事業仕分け室からの説明）

○土屋座長

まずはじめに、日本介護福祉士会について、簡単に省内事業仕分け室から概要をご説明願います。よろしくお願いいたします。

○総括審議官

日本介護福祉士会について、資料1の法人概要です。役員につきましては、全体で常勤の方はいらっしゃいませんが、非常勤が30人です。国家公務員出身者は、その非常勤30人の役員のうち、2人となっております。ただ、下の*のところにあります。1人の方は現時点では退任されているということでございます。職員は6人で、うち、国家公務員出身者が常勤で1名です。このほかに非常勤職員が2人と、この非常勤の中には国家公務員の出身者はありません。予算ですけれども、4.2億円ということですが、そのうちの国からの財政支出が0.4億円ということでございます。

主な事務・事業ですけれども、介護福祉士の実習指導者の講習会の事業、これが補助事業で、1億円の予算に対しまして国からの財政支出が0.2億円ということでございます。その他、研修事業がメインの事業ということでございます。それ以外に老人保健健康増進等事業の公募型で、研究関係の事業と聞いていますが、そういった国からの補助があります。

組織体制は、本部のほか、地方に47支部とあります。ただ、名簿を見ますと、個人の家がなっていたり、そういった意味でしっかりした支部があつて、その職員がいらっしゃつてと、そういうものではないと承知しております。以上でございます。

（担当部局・法人からの事業説明）

○土屋座長

引き続き、所管部局・法人側から、日本介護福祉士会の事務・事業の概要を説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。ポイントを絞って、13分以内で簡潔な説明をお願いいたします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で、説明をお願いします。制限時間の1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。それではよろしく願いいたします。

○日本介護福祉士会副会長

私は日本介護福祉士会の副会長の内田でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。本来でしたら会長の石橋が説明をさせていただくところでしたが、急病で、私からご説明を申し上げます。それでは、資料1の2頁です。いま、私どもの役員等に関してはご説明をいただきましたが、ちょっと補足させていただきます。この役員は、本年4月1日現在のことで、5月にこの国家公務員出身者の1人が退任しております。もう1人いらっしゃるの、さわやか福祉財団の堀田力理事長でいらっしゃいます。

2頁の法人の概要ですけれども、介護福祉士の職業倫理及び専門性の確立、介護福祉に関する専門的教育及び研究の推進並びに介護に関する知識の普及を図り、介護福祉士の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、国民の福祉の増進に寄与することを目的といたしております。代表者は会長の石橋でございます。会員は、平成22年4月1日現在、約4万3,600名でございます。主な事業内容は、①職業倫理、専門的知識及び技術の向上ということで、国庫の補助をいただいております介護福祉士実習指導者講習会の実施、その他各種研修の実施といったようなことです。②介護福祉に関する調査研究。③介護福祉の普及啓発、これは広報事業等です。④その他事業ということになります。3頁では、介護福祉士の実習指導者講習会の概要についてご説明させていただきます。これは、実習を通じて介護の実践を行う、あるいは相談援助技術を習得することができるように、より質の高い実習内容を確保するという観点から、実習施設において実習指導者を確保するために、介護福祉士の教育カリキュラムの見直しを踏まえて、新たに実習指導者に対する研修を行うというものでございます。この下にあるように、これらの科目で25時間、日数としては4日間の講習会を行っています。

次の4頁は受講者数等の推移です。各年度、実施会場は47都道府県で行っておりまして、受講者数は平成20年度が4,055人、平成21年度が4,771人、平成22年度も同じ規模の受講者数を予定しております。事業の収支ですが、ここに書いてありますように総事業費が平成20年度は約1億4,500万円で、補助金が約3,300万円、平成22年度は9,600万円で、補助金は約2,100万円となっております。

○社会・援護局福祉基盤課長

続きまして、5頁以降は、福祉基盤課長の定塚から説明させていただきます。5頁ですが、いまご説明がありました介護福祉士実習指導者講習会は、もともと、厚生労働省の方針に基づいて実施を行っていただいております。どういうことかと申しますと、この右上にあります、介護福祉士の職質の向上を図るという観点から、平成19年に法律を改正しまして、資格の取得方法の見直しを行うとともに養成カリキュラムの見直しを行

っております。

養成カリキュラムは、左にありますけれども、2カ年間、養成施設に通っていただくというのが基本でございます。この教育内容は1,800時間です。このうち、上から6段目の緑色の部分、介護実習(※)とありますが、この介護実習は450時間のうちの3分の1以上を実習施設(Ⅱ)に充てなければならないということになっています。

右側には、この介護実習の実施指導者の要件という形で、介護福祉士実習指導者講習会の受講を平成21年4月に義務付けしています。具体的には実習施設(Ⅰ)、(Ⅱ)という区分を施設で設けまして、(Ⅱ)は、実習施設について時間数の3分の1以上を充てなければいけないという施設です。この施設につきまして、実習指導者の方は、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者であることという要件を課しております。実習を施設で行う場合は、適切な指導者がいて、現場できちんと実習していただくということが必要ということからこのような要件を設けたものです。

なお、この義務付けにつきましては経過措置が下のほうに書いてありまして、平成24年3月31日までは一定の経過措置がありますが、平成24年4月1日以降は必ずこの講習会を受けた者等が実習指導者として配置していることが必要になってまいります。

次の頁で、この実習指導者数と講習会を修了した方の推計を粗くしてみましたところ、いま申しました実習施設(Ⅱ)の指導者は約1万9,880人、このうち、講習会等を既に修了している方は1万3,100人おられると推計できます。したがって、この差は6,780人で、これらの方については平成23年末までに講習会を修了しておいていただく必要があるということです。また、いちばん下の丸ですが、実習指導者としての講習会を修了した方でも、その後お辞めになってしまう方がどうしてもいらっしゃいます。退職する方を見込みますと、毎年約2,000人程度この実習指導者を養成していかなくてはならないということになるわけです。資料1は以上です。

○日本介護福祉士会副会長

それでは、資料2に基づきまして、今度は日本介護福祉士会の改革案についてご説明させていただきます。まず、この1頁、1.「ヒト(組織のスリム化)」ということで、平成21年度は役員30名、職員9名だったところを、平成22年度には職員8名に、なお、この5月には役員1人が退任されておりますので、今後、この役員1名を削減したままにするということです。役員に関しましては、公務員OBの堀田先生がいらっしゃるわけですが、次期改選期には公募にしたいと思っております。それから、職員に関しましては平成24年3月退職時に公募というふうを考えております。2.「モノ(余剰資産などの売却)」ですが、余剰資産等はありません。3.「カネ(国からの財政支出の削減)」ですが、これは年々補助金のほうが削減されてきております。平成21年度は54,318千円だったところが、平成22年度は37,207千円ということで、平成23年度は14,376千円の予定ということで、このように削減をされております。

次の2頁は、4.「事務・事業の改革」ということで、介護福祉士の実習指導者講習会に関してです。この開催につきましては、ここ数年、補助金の収入が減少していることで、私どもの会の負担は増加してはおりますが、講習会の実施箇所をいろいろと考えた

り、あるいは受講生の便宜をいろいろと考えて、とにかく受講できるようにしていくということです。平成 23 年度においても講習会予算の削減は予定されているものですが、今後も受講する方がいるので、その動向も踏まえながら講習会の開催地、例えば 1 県、1 県やるのではなく、ブロックの開催にするとか、いろいろなやり方があると思われるので、経費のコスト削減に努めていきたいと考えております。以上でございます。

(省内事業仕分け質からの論点提示)

○土屋座長

それでは、論点整理を仕分け室からお願いいたします。

○総括審議官

それでは、資料 3 の論点の説明資料で、省内事業仕分け室作成資料です。1 頁の「主要な論点」の 1 点目、先ほど来ご説明のあります介護福祉士実習指導者講習会ですけれども、これが国庫補助事業です。この講習会そのものは、日本介護福祉士会のほかにも 14 の法人が実施されているということでありまして、この介護福祉士会にのみ補助を行っているというのはどうしてかといったところが 1 つの論点かと思えます。全国で実施できるようにすることが補助の理由であるというのであれば、全国で実施するために必要な追加的なコストに限定して補助すべきではないかといったことが論点かと思えます。それから、実習指導者の養成というのは、もともと実習施設ないしはその実習をする介護福祉士になろうとする人の負担で行われるべきものかなということでありまして、経過措置が終了する平成 24 年度以降は、自主財源で行うべきではないかと、こういったことも論点かと思えます。

それから 1 頁の下の方ですが、日本介護福祉士会は、介護福祉士を会員とした職能団体ということですが、その加盟率、組織率というのでしょうか、5%程度だということでございます。下の(参考)にありますように、日本介護福祉士会の場合、82 万人のうち 4.4 万人が会員である。類似のところを見ますと、日本医師会、日本看護協会、これは医療系で団体としての歴史も長いわけですがけれども、同時に発足した日本社会福祉士会などを見ましても組織率が少し低いのかなということです。それぞれ介護福祉士のほうからの期待は高いのだらうと思えますけれども、研修内容とか、あるいはその他の事業内容が、より介護福祉士のニーズに合致するような取組みが必要なのではないのかというのが 1 つ論点かと思えます。

2 頁は、共通事項(全法人)です。これにつきまして、いろいろな事務・事業の実施に当たってのムダはないか。また組織につきまして、適切かつ効率的な体制か。特に管理部門体制が過大ではないかということでありまして、役員数が 30 名ということで、常勤の方はいらっしゃいませんけれども、この人数についてはどうかというところがあります。財産については特にありませんけれども、内部留保率が 22.8%ということです。

3 頁の上の方は、先ほどと重なっておりますので省略します。3 頁の下の方で、これは介護福祉士会のほうにだけではないんですけれども、一般の介護従事者にとりましては、介護福祉士になれば賃金や職位が上がるといったイメージが明確に描けないために、資格を取得するインセンティブが必ずしも十分あるとは言えないのだらうかと。介

護従事者のキャリアアップを図るためには、行政としても、あるいはこの日本介護福祉士会としても、介護福祉の在り方について今後どのように考えていくのかと、これが論点かと思えます。

4 頁ですが、これは再掲ですので省略します。以上です。

○土屋座長

どうもありがとうございます。

(議論)

○土屋座長

それでは、議論に移りたいと思います。仕分け人のほうから質問をお願いいたします。

○宮山仕分け人

それではお尋ねします。『社団法人日本介護福祉士会ご案内』を拝見しました。5 頁に「キャリアアップを支える生涯研修制度」とあって、会のほうで「生涯研修制度図」を作っているかと思えます。その中で、介護実習指導者研修というのが位置づけられています。いまそういう要請があるわけですが、この指導者講習会は、必要だから養成するのか。

それとも介護福祉士の方々のキャリアアップの 1 つのコースとして考えているのか。これを会としてどう位置づけられるかによって、今後の運営の仕方とか、あるいは、費用負担の在り方にも関連してくるかと思えます。平成 24 年度以降のこともありますので、会としてはこの事業をどのように考えているのか、教えてください。

○日本介護福祉士会副会長

介護福祉士の養成というのは、実際に現場にいる方がきちんと教えなければいけないところが非常にあるわけです。机上だけで済むものではありません。ですから、現場で教えられる方々を養成していくことは絶対に必要なことです。介護という仕事ができることと教えることは別ものですので、実習指導者を養成していくのは、今後も必要なことかと思えます。それで、カリキュラムをご覧いただくと、介護について、科目がいろいろありますが、やはり改めて介護をきちんと捉え直すということです。それがキャリアアップとまでいくかどうかわかりませんが、説明できる人間ということですので、生涯研修の中にそれを位置づけて、後輩を育成できるような人物として育ててほしいので、やはり生涯研修の中に位置づけていくべきだと思います。

○宮山仕分け人

実習指導者の養成というのは実に大切な分野だと思います。当然いまの状況の中で、もちろん厚生労働省からの要請はあるわけですが、会としては、要請があったからやるというのではなくて、それをさらに自分たちで内容とかを工夫して、充実して、今後そういういった、人づくりを進めていかれる予定があるのかという部分をお聞きしたかったのです。

○日本介護福祉士会副会長

失礼しました。もちろん、ここでご覧いただくように、ファーストステップ研修というのがありますが、これは小さなグループの主任といった立場にいる人たちを育てるもので、ここでも、教えるといったこと、あるいは、リーダーとしてはどうふるまうべきかといったことが学ばれるところです。その上にセカンドステップという、より人を育てたり、あるいは、管理したりといったところが入ってくるものが乗るわけですので、もちろん、人を育てるといことは私どもの研修の中に入っています。

○草間仕分け人

まず、担当局のほうにお聞きします。1点目、論点の整理でしていただいた、14法人が実施しているわけですが、ここだけがピンポイントでされている。これについて、今後の当局の方向性を教えていただきたいというのが1点です。もう1点は実習内容なのですが、25時間ですね。これで十分なのかどうかをお聞かせいただければと思います。

○社会援護局福祉基盤課長

お答えいたします。まず1点目です。資料1の6頁をご覧くださいますと、2つ目の丸の下のカッコにあるとおり、平成21年度実習指導者講習会では、合計で5,810人が修了しています。うち、日本介護福祉士会の講習会が4,746人で、圧倒的な人数です。それから、「主要な論点」の資料にも書いていますが、その他の地域は1都1府8県であり、介護福祉士になりたいという方がいる中で、全国で実習指導者を養成できる状況になかなかないことから、全国をカバーできるところが必要ということで、現在、介護福祉士会に補助を行っています。したがって、介護福祉士会に補助を行わなくても、ある程度全国的にカバーできる状況が見込めれば、将来的に補助をやめることもあり得るかもしれませんが、現時点ではそのような状況になっていない実態があります。そのような中で、どうしても講習会が必要ということで補助を出しているわけです。

2点目、25時間という点です。資料1の3頁目に時間数と内容が書いてありますが、この25時間はもともと厚生労働省の告示で示しているものです。介護福祉士の実習指導者として、最低限このぐらいは必要だということで告示したもので、もちろんもっと学んでいただいたほうがいいのかもありませんが、少なくともある程度現場で、介護福祉士として経験を積まれた方であるということを前提とした上で、実習指導を行うために、実習指導の方法とか、来られた方へのスーパービジョンといったことを中心に組んでいますので、この時間数ということで示しています。また、実習指導者の方は現場の介護福祉士ですので、時間数を増やし過ぎると講習会に出にくいといった事情も生じてしまうのではないかと、という懸念もあります。

○草間仕分け人

何となく私が想定したコメントと違う感じがします。まず1点目、何故ここに集中してしまうのかというと、公費がぶち込まれているので、たぶん安い条件とか、いわゆるイコールフットィングになっていない条件があるのだと思います。したがって、そちら

に集中してしまう。それぞれにやっていただければ、全国的に近い所でやっていただければ、そうすると、研修機会の向上につながってくるだろうと思います。そんな印象を持っています。この辺については、やってみて、その成果を教えただけならと思います。やらないうちは仮定の話しかありません。したがって、そういう感じを受けました。

もう 1 点ですが、いま介護現場で非常に問題になっているのが、いわゆる対応できない、主訴に対する対応です。特に認知症の人たちのケアです。いま介護度が 4、5、高齢者、いわゆる後期高齢者になればなるほど介護度が高くなる、認知症の発症率も高いというエビデンスがあります。そういう中で、特にエビデンスに基づいた研修、この中でいうとスーパービジョンになるのですが、この辺りは 6 時間ぐらいで実際どうなのかという感じを受けます。普段だと、当然仕事ができなくなって、こういう研修はなかなか難しい。ですからこういう研修があるわけですね。その辺で、時間数ではなくて、いまの介護の現場、ニーズ、認知症の高齢者の方々に対するビジョンをどうやっていくかという部分は、もうちょっと時間を割かれたほうがいいのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○日本介護福祉士会副会長

確かにおっしゃるとおり、6 時間というのがとても長いとは言えないとは思いますが。ただ、私も現場にいる者ですが、これ以上の長い時間を研修にとすると、今度は残っている職員たちの負担ということで、現場でなかなか仕事がうまく回っていかないのではないかといったことも懸念されます。ですから、例えば、私ども日本介護福祉士会では、認知症の介護の認定の介護福祉士とか、そういった事業もやっていますので、そういう所をまた新たに受けていただくとかといったような、別のやり方もできると考えております。認知症の方の介護というのは、例えば、これで 2 日 3 日増やしたからといってそんな急にできるものではありませんので、高齢者施設等で働いていくということだったら、やはり別の機会に十分学んでいただけたらと考えます。

○草間仕分け人

そしたら、それは要らないのではないですか。

○日本介護福祉士会副会長

ここですか。

○草間仕分け人

このシステムが、この講習が要らないのではないですか。

○日本介護福祉士会副会長

いや、そんなことはないと思います。

○草間仕分け人

であれば、必要ではないですか。

○日本介護福祉士会副会長

それはそうですが。ただ、この 6 時間というのが別段、単に認知症の方に対してのスーパービジョンということでは全然なくて、例えば、実習に対して実習生が非常に悩んでいるとか、わからないとかといったところをスーパーバイズするわけですので、この科目は絶対に要ると思います。

○社会・援護局福祉基盤課長

補足して申し上げます。先ほども申し上げたとおり、実習指導者講習会受講は義務付けとなっていて、これを受けた方が必ずいないと実習ができない構図になっています。したがって、もちろんもっと時間数があったほうが良いということはありますが、先ほど申したように、時間数を多くしたり、それから、内容を濃くすると当然受講料も高くなります。この負担感から、実際に実習施設とか、受ける介護福祉士の方が少なくなってしまうと、結果として、実習施設が少なくなると、学生を受け入れられる実習施設不足ということにもなりかねません。平成 19 年の法改正のときに義務付けるにあたって、実習施設をある程度確保できることも考えた上で、25 時間程度という設定をしています。

○草間仕分け人

これでやめますが。その考えでいくと、14 の法人がやっている所で広げれば、研修期間の時間的なロスや機会のロスは少なくなるのではないですか。もしそうおっしゃるのであれば、もっと広く、幅広い所でやっていただいたほうが現場の方は出しやすいと思います。

○社会・援護局長

一言だけですが。これは各々の施設において、その施設におけるベテラン職員の方が、介護の専門学校の学生さんを受け入れる、その受入れの仕方についての研修です。その施設に身体介護中心の寝たきりの方が多ければ、そこで初めて認知症を教えるという話ではなくて、身体介護中心のことを教えます。認知症のグループホームのような所であれば、逆に身体介護のことはなかなか教えられない。あくまでも学生さんの受入れの仕方などを当該施設のベテラン職員に教える、そういう研修だということでご理解を賜われればと思います。

○田代仕分け人

田代です。ちょっといまの話と関連するのですが。先ほどのご説明がありまして、まだ受けていない人は平成 23 年度までに受けなければいけない。それはよくわかりました。ただ、その後も新陳代謝がありますから、年間に大体 2,000 人ぐらいの人が受ける。これもよくわかりました。いままでは大体、毎年 5,000~6,000 人ぐらいやっています。ざっと見れば、平成 24 年度以降は 3 分の 1 に減るわけですね。そうすると、受ける人が 3 分の 1 ぐらいに減っているのに、やはりいまある、この会プラス他 14 法人という形、し

かも当会だけに補助金が入るといふ、いつまでもこういうのを続けるのは非常に無理があるのではないか。やることはもちろん大事です。平成 24 年だから、それはまだ先の話かもしれませんが、平成 24 年度以降はどういう形でやるのかをそろそろ。これは厚労省からの話かもしれませんが、是非検討していただきたいというのが 1 点です。

それから、キャリアアップというのは非常に大事だと思います。やはりこの世界でも、いろいろな器具がどんどん発展していく、あるいは、病気に対する薬とかいろいろなものが進展していくことがありますから。いま、先生というか、指導者についての話をしているわけですが、もっと広く、例えば、5 年かに 1 回とか、何年に 1 回とか、やはり全体のレベルアップを図っていかないと。一旦受けてしまったら、もうそれは 10 年、20 年、30 年経っても資格があるからいいのだというのはなかなか大変なのではないかと。最近では自動車運転だって、いい加減になると、問題があると言われていくわけですから。今回の話にはないかもしれませんが、キャリアアップをやるならば是非真剣に考えていただきたい。でないと、全体の介護福祉士のわずか 5% の人しかこの会に入っていないこと自体、非常に変な感じに受け取られることがあると思います。その辺は質問というよりも、むしろ要望として私から申し上げておきます。

○社会・援護局福祉基盤課長

ご指摘いただいたとおりです。現状では 6,000 人余り養成しているところ、平成 24 年度以降は推計で 2,000 人程度ですので、逆を申せば、仮に、補助金を出さなくても 2,000 人ぐらゐを養成できることが、ある程度、全国的にバランスよくお願いできる見込みがつけば対応できるのかと思います。この辺りはこれからの状況を見ながら、修了者をどの程度確保できるか、それから、草間市長からも先ほど来ご指摘をいただいている他の施設でどの程度できるかということも含めて検討したいと思います。

それから、キャリアアップのご指摘はまさにそのとおりでして、私どものほうで介護人材の養成のための検討会を現在開催していますが、こちらには介護福祉士会にもご参加いただいて、介護福祉士となる前、及び、なってから後のキャリアアップをどうすべきかを議論していただいています。その際には介護福祉士会にも重要な役割を担っていただくことになるのではないかと考えています。

○田中仕分け人

厚生労働行政モニターの田中と申します。資料 3 の論点の所ですが、1 頁の下の所で、加盟率の低さが指摘されています。実は私も介護福祉士なのですが、なかなかこの介護福祉士会に入ろうという気にならないのです。それは、加盟率の低さからもいうとおり、メリットがないこともありますし、それから、事前視察で伺ったのですが、年会費が 6,000 円、入会費が 5,000 円、合計 1 万 1,000 円を一時的に負担しなければいけないこともかなり大きな負担になっているのかと。もともと介護職員の給料が少ないところで、その支出に対して過敏になっているかと思っています。

それから、先ほど来キャリアアップという話が出ていますが、介護福祉士を取ってから、その後のキャリアアップとしては、現在、介護支援専門員になる道がどうもできているという印象があります。介護福祉士よりも介護支援専門員のほうが給料が高いので、

キャリアアップの一環として介護支援専門員になると。介護支援専門員になりますと、今度は全国組織、それから都道府県組織、さらには地元の区市町村レベルでの組織等もありまして、組織化した職能団体としての道が開けることもあって、やはり介護福祉士が介護支援専門員になる道があると思います。介護福祉士会さんとして、日本介護支援専門員協会等の団体等と今後どういう連携を図っていくのか、ご意見があればお願いいたします。

○日本介護福祉士会副会長

まず、5%の組織率のことです。確かに、メリットがあまり感じられないといったご意見もありましたが、どうして入らないのかという話を聞くと、やはり1万1,000円という負担が大きい。つまり、給料の中からそのお金を出すことがなかなかできないといった答えをする方も非常に多い。ですから、いま介護支援専門員よりも給与が安いとおっしゃっていただきましたが、やはり介護職の待遇の悪さが、ゆとりを持って介護福祉士会に入って勉強してみようという気持になかなかさせないのもあり、一方、私どももこれから、やはり研修制度をどんどん充実させていく努力、あるいは、職能団体として、待遇等に関しても働きかけて、良くしてもらおうということも当然あると思うので、その辺りは努力したいと思います。

介護支援専門員協会との連携の話ですが、研究といったことでは、いま現在もいろいろと一緒にさせていただいています。私は、介護福祉士のキャリアアップの道が介護支援専門員とは思っていません。別のことをやるから、それは違うのかと思います。組織のことに关しましても、確かに先ほど、いちばん最初に概要をご説明いただいたときに、47都道府県の支部の中には、どうしても個人の会員の所を借りてやるといった所もまだまだありますが、やはりこれは本当に、私どものほうでももう少し会員獲得や、いろいろな生涯研修とかをもっと広めて、きちんと事務所を持ってやっていきたいと思えます。仮に会員の家を借りていたとしても、事務が滞っているようなことはないと思えます。例えば、会員になりたいのに、それがうまくいかないとか、そういったことはないと思えます。

○渡辺仕分け人

私のほうから、介護福祉士実習指導者講習会のみにつけてお尋ねします。すみません、私は今日、愛知県のほうから出て来て、遅れて申し訳ありませんが、もし重複してなければお伺いしたいのです。

先ほど福祉基盤課長のほうからもご説明がりましたが、3頁の講習会の内容は、こういう内容で、この時間数でということは確認したのですが、私が伺いたいのは、むしろこの方法のほうです。つまり、講習会を教える人たちの資格とか、どういう人たちが教えているのかということです。それはどういう基準で選ばれているかであったりとか、あとは、ここに、こういうふう全部時間数がありますが、内容についてはどれぐらいのものがシラバスとして用意されているかといった、詳細についてももう少し伺いたいのです。それについて教えてください。

○社会・援護局福祉基盤課長

まず私から回答して、後ほど会のほうからお答えいただきたいと思います。この講習会の講師ですが、厚生労働省の実施要領（通知）という形で講習会の要領を示しています。この通知の中で、講習会の講師としては、大学、大学院、短期大学の教授や講師等として5年以上の教歴を有する方、それから、介護福祉士養成施設、介護福祉士学校の専任教員として5年以上の方、もしくは、介護福祉士の資格取得後、介護等の業務に5年以上従事した経験を有する方であることが望ましいという形で示しています。

それから、シラバスというご指摘ですが科目ごとにどういった内容を行うかという点の目標と内容も、同じ通知のほうで若干示しています。例えば、先ほど出たスーパービジョンであれば、講義1時間、実習におけるスーパービジョンの意義と目的を理解する、スーパービジョンの活用方法や実習生に対するスーパービジョンを学ぶということ。それから、演習6時間で、事例を通して、学生の理解と指導方法について学ぶ、スーパービジョンの実施方法、受講生の指導、場面の事例とそれに対する指導方法に関するグループワーク、といったことを示しています。

○日本介護福祉士会副会長

実習指導者に教える講師も日本介護福祉士会のほうで養成しています。なお、シラバスに関してもきちんと出していますので、平成21年は2日間にわたって講師養成研修を行っています。

○渡辺仕分け人

何人ぐらいの方が行うのですか。

○日本介護福祉士会事務局長

175人です。

○渡辺仕分け人

175人です。わかりました。

私から申し上げたいことはこの事業だけに関してです。人口バランス的にいうと、少子高齢化とか、高齢化のピークはまだ20年も30年も先にやってきますので、介護職に携わる人材はすごく大切だと思います。ただ、私ども日本福祉大学、私の学科は違いますが、社会福祉士や介護福祉士、保育士等の養成をやっている側からいうと、まさに期待がすごくあります。つまり期待というのは、実習に行って、実習経験がどうであったかが、その人たちがその後、本当にその仕事に向かうかどうか、大学の教育よりもむしろ実習経験が非常に大きく左右することを痛いほど身に感じていて、実習教育の一環として、現場におけるスーパービジョンはものすごく大切だと思います。いま私がこういう質問をしたのは、実習指導者のポジションはすごく大切なので、その人たちの資質をさらに上げていくためにどれほどの努力をされているかを伺いたかったわけです。

そういう意味で言うと、厚生労働省のほうからはこのようにシラバス等も示されていますが、現場に近い所にいる介護福祉士会として、もう少し独自の内容を詰めていった

り、現場の中でより定着率を上げていけるような実習指導者を養成していくための内容の研究とかには是非力を入れて取り組んでいただければ、これだけの国費が入っていることは、私はそれほど無駄だとは思いません。ただ、質を高めていって、この仕事に対して向き合ってくれる人たちをたくさん増やしていくことと、介護福祉士という仕事に対して職業的なアイデンティティーを持って仕事ができる人たちが増えていけば加入率も当然上がってくると思います。そういう意味では、この研修の中のスーパービジョンの内容の在り方とかについては、本当は大学の研究者も一緒に協力してやらなければいけないことだと思いますが、介護福祉士会のほうでは、是非前向きに質的向上に努めていただきたいと、私からの要望です。

○田中仕分け人

資料 2 の改革案の 4. 「事務・事業の改革」ということで、講習会についての改革案が出されています。講習会の開催地の変更とかコスト削減ということですが、具体的にどのような改革案、コスト削減等を考えているのか、お願いします。

○日本介護福祉士会副会長

ちょっと触れましたが、例えば、もしあまりにも経費がかかるようでしたら、2 県で一緒に開催するとか。いまは 4 千何百人の受講者がいますが、それが減って、2 千人とか、あるいは、もう少し少なくなるといとなかなか。1 つの県でやっていると、受講者が非常に少なく、講師の謝金等はそのなりにかかっていくといったことで、運営できなくなってしまう可能性もあるので、やはり 2 つの県で一緒に開催するといった方法はとれるのではないかと思います。そういうことを考え、回数は減らさず、会員の方が受けられるようにしていく方法はあるのではないかと思います。

○宮山仕分け人

先ほど来から講習会の話が出ていますが、これは身分法の問題ですが、名称独占だけ業務独占がかかっていない。私の思いは、この身分、資格について、それをどういう魅力ある資格にしていくかです。したがって、介護福祉士の専門性とはいったい何か、それから、業務の独占がかかっていない中で、どうやってその地位を高めていったらいいのかを考えたら、一つひとつの講習会から何から、その取組みは、やはり少しずつ質を上げていかないと、これは追いついていかないだろうと思います。そんな思いで話をしていますので、これは質問ではありませんが、よろしくお願いします。

○土屋座長

時間になりましたが、1 つだけ教えていただきます。先ほどから、職能団体として、名称から見ても介護福祉士の団体と受けとるのです。役員を拝見しますと、施設長の方とか、大学教授の方とか、実際にこれを生業としている方は比較的少ない、あるいは、ほとんどいないのではないかと、というようなことを役員名簿で拝見します。資料 1 の 2 頁目に「介護福祉士の資質及び社会的地位の向上」と、先ほどからも待遇改善という話が出ています。会員数の少ないのは、おそらく職能団体とすれば、互助とか、あるいは、

地位の向上、待遇の改善といったことがメリットになるだろうと。たぶん、そういうことを期待して年会費を納めると思いますが、協会としてはその辺の努力としてどういうことをやっていたらっしゃるのですか。

○日本介護福祉士会副会長

まず、その役員です。役員の選び方は、施設長をやっている者もたぶん多くいると思います。みんな介護福祉士で、介護についていて、それで段々管理職になっていったわけです。確かに現在はやっていないかもしれませんが、介護の経験を十分積んだ人たちで、全国からそういった方々が理事に立候補して、選挙で選ばれています。それから、全国で6ブロックがあるのですが、そこから1人ずつ選任されていて、あとは外部の理事です。確かに介護にそれなりの造詣深い先生方をお願いしているわけで、私どものほうから出している理事に関しては、いまは介護をやっていないかもしれないですが、介護の経験者だということをお話したいと思います。

○日本介護福祉士会事務局長

お答えします。いまご質問のとおり、レベルアップ、キャリアアップといったことでは、ご案内の中にも出てきますが、生涯研修制度というのを立ち上げて、会員が研修会を受講した場合にポイントを取得する制度があります。会員には全員、生涯研修手帳を持っていただいて記録しています。それらを積み上げていって、いまはそういうことにはなっていませんが、いろいろな所でポイントを取得する経験を積んで、施設においては、主任になっていくとか、課長になっていくときの判断の材料として活用していただけたらという思いもあります。レベルアップとしてはいまそういうことをやっています。

○土屋座長

資質の向上はよくわかるのですが、それがダイレクトに待遇改善に結びつくシステムがないと思ったので、いまご質問したわけです。

(仕分け準備)

○土屋座長

議論が尽きないので、この辺で議論を閉じたいと思いますが、仕分け人からのご意見を伺うため、お手元の評価シートにご意見を記載してください。時間は2分あります。事務局において、制限時間となる1分前にチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。それではよろしく申し上げます。

(仕分け意見の表明)

○土屋座長

よろしいでしょうか。それでは、草間委員のほうから、順番にお願いできますか。

○草間仕分け人

私のほうでは簡潔に2点です。この会自体は、本当に会の目的どおり大変に意義のあ

るものだと思います。たしか 1987 年に法案が通って、1988 年辺りから施行されてきた制度だと思います。1 つは、この会がさらに充実、発展するには、今日もありましたように、組織率の向上をどう図っていくか。これは、ひいては社会的発言力が増していきますので、さらにその恩恵が報酬のアップとかにつながってくるのだと思います。これはいろいろと知恵を絞ってされてはどうかと思います。つまり、どういうふうにしたら加入してもらえるのかどうかをいろいろと考えてみる。広告代理店等にそのノウハウがあるので、活用してはどうかと思います。

もう 1 点は厚生労働省についてです。この研修方法については、機会均等とか機会の提供を作ること。例えばコスト、初期投資はかかりますが、オンデマンド研修とか、VOD（ビデオオンデマンド）とか、あるいは、通信教育プラススクーリング、こういった形でできれば、いわゆる施設にいながらできると思います。あとのチェックは、パスワードか何かで受講しているかどうかは入ると、1 時間ごとにチェックを受講者自身に行ってもらおうとか、そういうのがあります。そういう形でやれば機会が広がるのではないかと思います。最初の投資はかかりますが、これはずうっとやっていかなければいけないということよりも、それも考えていいのではないかと思います。以上です。

○田代仕分け人

先ほども申し上げましたが、いまの市長の話にもあったように、やはり時間が経つと世の中の状況はどんどん変わって行ってます。ある 1 つの仕事は非常に意味があるのですが、それを長くやっていると、本当に世の中の事情が変わってくると。例えば、指導者研修であれば 3 分の 1 に減ってしまうといったら、それに応じた業務に変えなければいけないだろうと。そういう意味で、あまり国の補助金に頼らないように考えてほしいのが 1 つ。それから、先ほども言いましたように、指導者だけではなくて、全体のレベルアップのために、そちらのほうに重点をおくような、業務の抜本的な見直しを是非考えていただきたいと思います。

○土屋座長

25 時間の実習指導者講習会ですが、先ほどからご専門の方から伺っていると、これが十分かどうか、大変疑問な点があると。実際、介護福祉士の方の養成課程、2 年課程を拝見すると、1,800 時間を要してやっていると。しかも実習指導者の要件が、実習施設（Ⅰ）では、介護福祉士資格を有する方又は 3 年間の実務経験をなさっていると。それに対して実習施設（Ⅱ）では、既存の方が 3 年以上実務について、この講習会をとると。これが平成 24 年 3 月までの経過措置としてひき続きできるということで、経過措置がずうっと延長されるような、講習会を受ければよろしいというような、制度としていかがかと。やはり抜本的に制度として、2 年課程の養成施設がメインのルートになるのであれば、この上に専修課程のような 1 年課程のものを作って、むしろそこへ通われる方の奨学資金や何かを充実されることで、制度を一本化していくことも考える必要があるのではないかという印象を持ちました。以上です。

○宮山仕分け人

それでは、専門性の確立と実習の重要性の認識、これを基にして 1 点申し上げます。介護福祉士実習指導者講習会事業については、キャリアアップの 1 コースに位置づけて内容を充実し、施設や介護福祉士の負担による、国庫補助に頼らない、魅力ある事業とすべきだと考えています。よろしく申し上げます。

○渡辺仕分け人

私のほうからは特段、介護福祉士そのものの資格制度とか、在り方とか、それから、介護福祉士の専門性という所の部分について、そこまで介護福祉士会の業務としてあるかどうかは私にはわかりません。というか、それはむしろ国も全部含めてやっていくべきことであって、実際には、介護福祉士の方々の待遇条件は決していいものではないですし、かなり過酷な勤務状況になっていることを痛いほど存じ上げています。いまの現場の状況に即した形で介護福祉士会に何ができるかは、もちろんすごく大事だと思います。今回の件だけに関して、実習指導者講習会の部分だけに絞って申し上げるなら、先ほど申し上げたように、養成校というか、若い人材を輩出している側からすると、本当に実習教育の在り方のあり様が非常に大切だと思います。実習中の、指導者によるスーパービジョンが非常に重要だと思いますので、必ずしも国の指針だけではなくて、是非、介護福祉士会のほうでより良い講習会の内容を検討していただいて、若い人材がこの分野に定着できるような努力を引き続きお願いしたい、というのが私の気持です。お願いします。

○田中仕分け人

平成 20 年から、11 月 11 日に「介護の日」が制定されましたが、なかなか介護のイメージアップにはつながっていないと思います。まだ介護は、大変、つらい、いわゆる「3K」というイメージが定着していますので、明るい介護のイメージアップについて、是非、介護福祉士会のほうで取り組んでいただきたいと思います。1 つの提案としては、私は前から言っているのですが、人気タレントとか俳優を使ったテレビドラマや映画などによってイメージアップを図ったらどうかと。昨年『任侠ヘルパー』というテレビドラマがありました。イメージアップにつながったかという点ではちょっと疑問なので、介護は楽しい、明るい、将来性がある、安定性もある、社会の需要にも応えられるという面で、イメージアップとしてつながるような取り組みを、是非お願いしたいと思います。以上です。

○土屋座長

ありがとうございました。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

それでは、仕分け人の方からの評価シートの速報を発表します。事務・事業として、介護福祉士実習指導者講習会事業が補助事業ですが、これについては、改革案が妥当とする方は 1 名のみで、ほか 5 名の方は改革案が不十分とのこと。ただ、廃止とか、

国でとか、自治体でとかといったご意見はなくて、法人で事業を継続するが更なる見直しが必要ということで、実施方法の見直しとか補助金の削減などといったことが必要だと、こういった意見です。

それから、会の組織運営体制そのものについてですが、これについては、改革案では不十分という意見が2名、改革案が妥当という意見が4名です。以上です。

○土屋座長

ありがとうございました。それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれては、日本介護福祉士会の改革案の更なる検討、とりまとめを引き続きお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

(法人及び所管課入替)

○土屋座長

それでは事業仕分けを続けたいと思います。次はシルバーサービス振興会の事業仕分けに移ります。ただいま藤村副大臣がお見えになりましたので、一言ご挨拶をお願いします。

○藤村厚生労働副大臣

本当に仕分けの先生方には大変ご苦勞様です。この秋の省内事業仕分けも、本日を含めて残り2回となりました。この間、仕分け人の皆様方におかれては、お忙しい中貴重なご意見を賜り、心より御礼申し上げたいと存じます。

先日は、いわゆる行政刷新会議で、私もこちらのお白洲のほうに座って、さまざまな意見を述べた経験がございます。その中でも、いわゆる省内の仕分けにつきましては、仕分けの先生方のご意見も紹介させていただいたところでした。今回、いまからの対象は「シルバーサービス振興会」で、理事長にも来ていただき、お疲れ様です。ここは、介護保険制度ができるだいぶ前、昭和62年からやっています。いわゆる民間の立場で、高齢者が安心して暮らせる社会作りを支えてきた法人であると伺っております。時代が変わり、さらにさまざまな制度ができてきた中で、皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、変わらぬ仕分けにつきましては、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○土屋座長

どうもありがとうございました。

(省内事業仕分け室からの説明)

○土屋座長

まず始めに、シルバーサービス振興会について、簡単に省内事業仕分け室から概要のご説明をお願いします。

○総括審議官

それではシルバーサービス振興会について、事務・事業説明の資料 1 の 1 頁、法人の概要です。基礎データで、役員は、常勤 1 名、非常勤 29 名で、このうち、国家公務員出身者は常勤 1 名、非常勤 1 名です。職員は常勤 21 名、非常勤 9 名、合わせて 30 名になっておりますが、国家公務員出身者はいないです。予算は、4.9 億円ですが、国からの財政支出が、2.5 億円です。

主な事務・事業では、介護サービス情報公表支援事業が補助事業で、これが 2 億円の予算で全額国からの財政支出です。老人保健事業推進費等補助金ということで、公募型の研究調査の事業と聞いておりますが、これも 0.5 億円の全額が財政支出です。その他に自主事業では、シルバーマークの運営事業があります。組織体制は、右の表にあるとおりです。以上です。

○土屋座長

どうもありがとうございました。

(担当部局・法人からの事業説明)

○土屋座長

引き続き、所管部局・法人側から、シルバーサービス振興会の事務・事業の概要を説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いします。ポイントを絞って、13 分以内で簡潔なご説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で、ご説明をお願いします。制限時間になる 1 分前に、事務局において、チャイムを鳴らしますのでご留意ください。それでは、よろしくをお願いします。

○老健局長

老健局長の宮島です。私のほうから資料 1 の 2 頁から説明いたします。この法人は、昭和 62 年 3 月に民間の企業・団体が集まって、業種横断的な組織として設立されました。これは介護保険前の、ゴールドプランの前にできています。昭和 63 年にシルバーサービスの「倫理綱領」を策定し、平成元年からは第三者評価として、優良な事業者を評価する「シルバーマーク制度」を導入しております。平成 18 年 4 月に情報公表の制度化が行われました関係で、これを支援することで、この法人に「介護サービス情報公表支援センター」が設置されました。

次に、3 頁の事業概要は、左の 1.～7.に記載されているとおりです。大きな事業としては、1.シルバーマークあるいは消毒工程管理認定制度、これは福祉用具貸与のものについての消毒工程の認定制度といったものがあります。あとは 2.調査。3.情報提供、4.育成策、5.国際交流等々。6.情報公表関係がありますが、これについてはもう少し詳しく、4 頁の仕組みで説明させていただきます。

介護サービス情報公表制度は、基本的に利用者、高齢利用者等々に対しまして、各事業者がどのような事業を行っているかを公表して、第三者でも、利用者でも客観的に把握できることを目的として作られたものです。この情報公表は、各都道府県で制度の運

営を行っていますが、《基本情報》と《調査情報》と 2 種類の情報がありますが、基本情報は、基本的な事実関係です。職員体制、サービス提供時間、設備、利用料金の関係。これは年 1 回そのまま、都道府県が指定している指定情報公表センター等を通じて提供するものがあります。もう 1 つの調査情報は、より質にかかわる事項です。マニュアルがあるかどうか、身体拘束の取組があるかどうか、記録の管理の程度がどうかとか、こういったものは、毎年指定調査機関のほうから調査に行きまして、その調査情報を公表するという形で、この調査が行われています。

これに対し、シルバーサービス振興会がどういう役割を果たしているかは、この図の右側のところのシルバーサービス情報公表支援センターが、都道府県が介護サービスの情報公表のシステムを持っていますが、これは全国共通でいいわけですから、その開発の支援をやっていると。情報公表自体は、それぞれの都道府県がサーバーを持っていて、それぞれの都道府県が公表するという形になっています。その公表に当たっての情報公表システムについては、これを開発していると。その運営に当たっての問い合わせ対応などをやっている、というのが情報公表の仕組みです。

ただ、情報公表制度については、使い勝手の点や手数料を取ってやっているということで、各事業者さんのほうから負担になるということがあります。アンケート調査などでも見直してもらえないかという要請が強く、6 頁にあるような制度見直しを行うこととしております。この制度見直しについては、社会保障審議会の介護保険部会においても審議が行われ、本年 11 月 25 日に、情報公表制度については利用者にとって活用しやすいものとなるよう、画面、表示などを工夫するとともに、事務負担の軽減、手数料によらず運営できる制度の面も変更すべきであるという意見が出されました。

その関係で、6 頁の最初の「手数料」、これは徴収しないで運営できる仕組みを考える。「調査」については、先ほど言いました訪問調査が義務的に実施になっておりましたが、これは任意とすると。下のほうの「公表システムサーバー」は、先ほど申しましたが、各都道府県が設置、管理運営していたものを、今後は国が一元的にサーバーを管理することで、都道府県はそれを活用して公表事務を行うと。このシルバーサービス振興会によるシステム開発は終了するということで、見直しをこれからやるということです。したがって、先ほどシルバーサービス振興会のほうに、補助金が流れていましたが、その大部分の 2 億円程度の情報公表のシステム開発関係等の補助金は、平成 24 年度からは廃止することになる予定かと思えます。

そうしますとシルバーサービス振興会の他の事業は、シルバーマーク、各種研修等法人独自の事業となります。これは、シルバーサービスということで、介護サービスの利用者はいろいろ多々ありますが、業種横断的にこの介護事業あるいはシルバーサービスというのを見てもらえるというのはこの法人だけですので、引き続き事業を工夫しながら進めていってほしいと思います。以上です。

○シルバーサービス振興会理事長

社団法人シルバーサービス振興会の理事長の多田です。いま、省内事業仕分け室、老健局のほうから説明がありましたが、私のほうから当振興会の沿革・概要について簡単に説明します。多少重複する部分があるかとは思いますが、ご容赦をお願いします。

資料 1 の 2 頁にありますように当振興会は、昭和 62 年 3 月に、我が国を代表する企業・団体が結集いたしましたして、超高齢社会への対応は、社会のあらゆる分野で官民挙げて取り組まなければならないという課題認識のもとに設立された団体です。私どもの会員を見ますと、平成 22 年 4 月 1 日現在、正会員 149 社、準会員 34 団体になりました。これを業種区分別に見ますと、建設業、製造業、電気・ガス・エネルギー、金融保険業、サービス業、公益団体等多岐にわたっている社団法人です。こうしたことから、法人の運営にあたっては、できるだけ会員の意見を反映させるために、業種区分ごとに役員、理事を出しているということもあります。資料 1 頁に役員状況を記載していますが、事業規模に対し役員数が多いと受け止められるかもしれませんが、そういう背景によるものです。設立当初に、会員はもとより、シルバーサービスの提供を行う事業者が管理すべき「倫理綱領」を策定するなど、個々の企業・業界の対応を超えて、業種横断的に高齢者がサービスや商品を安心してご利用いただけるように、公益法人として、シルバーサービスの健全育成とサービスの質の確保等の基盤作りに取り組んできているところです。

具体的な事業内容については、次の 3 頁をご覧ください。当振興会が独自に定めた厳しい基準に適合した優良な事業者を認定するシルバーマーク制度、福祉用具の消毒工程管理認定制度等のほかに、シルバーサービスの従事者への各種研修事業、シルバーサービスに関する各種情報提供、シルバーサービスに関する調査・研究など、広範にわたって事業を展開しています。特にシルバーサービスは、利用者と事業者が直接契約して利用するものですから。利用者がサービスや商品を適切に選択できるように各種情報提供やサービス評価に力を入れてまいりました。こうした長年の取組が評価されまして、平成 15 年度から「介護サービス情報公表制度に関する調査研究」を補助事業としてご要請があり、私どもで実施しました。

その後、平成 18 年 4 月からの制度の施行に合わせまして、振興会内に「介護サービス情報公表支援センター」を設置いたしました。全国の調査の均質性を確保するとともに、公表項目に関する調査、公表の適切な対応のための技術的な支援、あるいは公表システムの開発などによりまして、公表手法の標準化、共通化を図るということで制度が安定的かつ継続的な運営になるように、全国的な見地から都道府県への支援等を行ってきているところです。これまでの 7 年間は、基礎研究から全国でのモデル事業の実施、公表システムの開発など、作業が大変多岐にわたりました、当振興会にとりましても大変多忙な時間を過ごしてまいりました。

次に当振興会の改革案について、資料 2 をご覧ください。1. 「ヒト（組織のスリム化）」です。現在、一般社団法人への移行を予定しています。平成 23 年 3 月の理事会総会において、定款変更の承認を得るべく準備を進めているところです。したがって、役員定数の削減や選任方法等の改革につきましては、右上の《今後の対応》の枠の中に記載していますが、一般社団法人への移行時に合わせて検討してまいりたいと考えています。

2. 「モノ（余剰資産などの売却）」につきましては、当振興会には固定資産はありません。

3. 「カネ（国からの財政支出の削減）」です。ご覧のように、平成 22 年度予算では、対前年度予算額に対し、約 2 割の削減が行われました。平成 23 年度には、さらに半減さ

れる見込みと聞いています。

次の頁、4.の中での《組織改革》ですが、厚生労働省OB役職員については、継続して削減を実施しております。

最後に、このシルバーサービス分野については、政府の「新成長戦略」にも盛り込まれましたように、「雇用」を基軸とした経済成長の実現に寄与する成長分野でもありますことから、当法人の活動については異業種からも新たな参入を促し、雇用規模、市場規模とも拡大していけるよう努力をしまっている所存ですので、厚生労働省におかれましてもご協力をお願い申し上げる次第でございます。また、当法人の安定的収入の確保のために、新規事業の開発にも取り組みますとともに、コスト削減等の1つとして、来年2月には事務所の移転も予定いたしております。先ほど説明申し上げましたが、一般社団法人に移行すべく準備を進めております。移行後には公益目的支出計画に基づく事業を適切に遂行してまいりたいと考えています。説明は以上でございます。ありがとうございました。

○土屋座長

ありがとうございました。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○土屋座長

次に、省内事業仕分け室から、議論の参考として、シルバーサービス振興会の事務・事業の論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官

それでは、資料3、シルバーサービス振興会についての論点です。1頁の主要な論点ですが、ただいま説明がありましたように、シルバーサービス振興会の沿革について、老人福祉制度がまだ措置制度だった頃に、民間事業者が主な介護事業の担い手ではなかった昭和62年に設立された法人です。その後介護保険制度ができ、民間参入が進み、さまざまな民間事業者団体も設立されてきたと。また、民間事業者の質の確保といったことで、シルバーマークといったものがこの団体で実施されてきました。現実には、認定者数も伸び悩んでいると。介護サービス情報の公表制度支援事業(名宛補助金)も24年度から廃止予定と、こういった説明でした。そういった中で、今後この会としてどのような事業展開を行っていくのだろうかというのが主要な論点かと思えます。

1頁の下の方で、一般社団に移行されるという方向で進められていますが、事業者の質の評価の部分について、公的な情報公表制度とは別に、今後独自の視点から利用者に信頼される介護サービスの格付け・評価、例えばレストランガイドで☆評価などがありますが、こういったようなものに新たに自主展開するのか、あるいは質の評価から完全に撤退するのか、一定の方向を検討していく必要があるのではないだろうか。この辺りが主要な論点かと思えます。

3頁の共通事項ですが、国からの財政支出についてムダがないかと。組織体制は、効率的な体制かどうか。特に管理部門に対しては、過大になってはいないかということ

す。役員数は 30 名ということで、ほどほど多い方になっていると。不必要な余剰資産を抱えていないかということに関連しては、基金としての積立金が 6 億円弱あるということです。

4 頁では、上のほうは再掲ですので省略いたします。下のほうでは、これも先ほど申し上げましたとおり、シルバーマークは、介護保険制度で民間事業者の参入が進んだ今日、事業者が取得するインセンティブが低下してきていると。新規取得が 248 事業所、全体で 558 事業所ということで、事業所がたくさんある中で、これぐらいしか取得されていないことで、今後どう考えていくかです。

5 頁は公募型の老人保健事業推進費等補助金です。これにつきましては、一部を他のシンクタンクに委託されているということで、毎年の方がこのような形になっているということです。こういった委託がいけないわけではないですが、補助金の趣旨に照らして適正かどうかというのが 1 つの論点かと思えます。

6 頁の上のほうは再掲ですので省略いたします。下のほうの○につきましては、一般社団への移行の中で、いまある財産、積立金は、今後公益目的に使用されていくというわけですが、これを具体的にどういうふうに使われていくのかが論点かと思えます。以上です。

○土屋座長

ありがとうございます。

(議論)

○土屋座長

それでは、議論に移ります。シルバーサービス振興会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いします。議論の時間は、30 分を目安にお願いします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合には、チャイムを 1 回鳴らしますのでご注意ください。また、制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴ります。それでは、仕分け人から質問をお願いします。

○田中仕分け人

厚生労働行政モニターの田中と申します。資料 1 の事務説明の 6 頁、制度見直しの内容の改革案なのですが、いちばん上に手数料とあります。制度の見直し後に、「手数料によらないで運営できる仕組みとする」とあります。具体的に手数料によらないで運営できる仕組みというのは、財源をどうするのか。それと、今年度の手数料収入が段階的に減らされていますが、今年度の手数料は、金額としていくらぐらいあったのか。来年度以降、この手数料によらない運営というのは、具体的に財源をどうするのかといったことについて、お願いします。

○老健局振興課長

老健局振興課長です。まず、手数料によらないで運営できる仕組みですが、この制度に関するいろいろなアンケート、それから長妻前大臣からも、手数料に頼らないで運営できる仕組みはできないかという指示がありました。具体的には、いまこの制度で何にお金がかかっているかと申しますと、調査情報の調査、それから公表等におけるシステムのサーバーの維持にお金がかかっているということです。具体的にはこの費用を減らそうと。調査については、毎年全事業所に調査しているのですが、毎年マニュアルの有無を確認しなくてもいいだろうということで、この義務づけを止めまして、任意の調査にします。そこで、調査の費用、コストが効率化されると。それから、システムのサーバーを各都道府県が運営していますが、来年度から、順次国で一元的にサーバーの運営するというので、基本的な共通基盤を国で準備、提供をすることにより、各県のサーバーの運営にかかる費用、コストが減るということです。額ですが、平成 21 年度は、公表手数料と調査の手数料とありますが、公表の手数料が 1,184 百万円、調査の手数料が全体で 2,668 百万円となっています。以上です。

○田中仕分け人

調査利用とサーバーの維持管理費を削減すると、調査の費用をなくして運営できる見通しなのでしょうか。

○老健局振興課長

調査の部分、それからサーバーがなくなりますので、基本的には都道府県は公表という部分の事務、入力などは各事業者がしますので、それを形式的にチェックして、大丈夫だと確認していただいて、県は公表する。当然問い合わせや苦情処理等もあろうかと思いますが、基本的にはそのような基礎的な事務に集約されるだろうと考えていまして、手数料によらずに運営することができるのではないかと考えています。

○土屋座長

ほかに質問はありますか。

○草間仕分け人

私からは 2 つあります。1 つは、資料 1 の 3 頁、4. の最初の「まちづくり事業」は、具体的に何をやっているのか、簡潔に教えていただきたいと思っています。もう 1 点は、論点整理でもあったのですが、私も厚労省からいただいたときに、過剰な余剰資産を持っているのではないかと思いました。これについて、どう捉えているかをお聞かせいただければと思います。以上、2 点です。

○シルバーサービス振興会常務理事

健康長寿のまちづくり事業ですが、平成元年、「ふるさと 21 健康長寿まちづくり事業」として、高齢者が生きがいをもって健康で安らかな生活を営むことができるよう、地域社会の形成を促進するというので、地方自治体がそれぞれの特性に応じて、公民連携の下に地域住民の老後の健康や福祉をはじめとする高齢化に対する機能の総合的、

計画的な整備を図ることを目的に、健康長寿のまちづくり事業を厚生省で創設されました。この取組みに対して、私どもは民間の立場からそれを支援する団体として健康長寿のまち推進センターを設置しました。主な業務としては、まちづくりに伴う市町村などへの基本計画の策定や、まちづくりに関する調査研究、「高齢者施設の建設講座」といったものを行ってきています。

それから 2 つ目ですが、私どものシルバーサービスの質的向上基金は約 6 億円ありますが、これは設立以来、入会金をずっと積み立ててきているものです。この経費については、平成 20 年度からこの基金をシルバーサービスの質的向上に、例えばシルバーマークといったものに使う経費として、ずっと積み立ててきているものです。

○土屋座長

ほかに質問はありますか。

○田代仕分け人

2 点ほどお願いします。まず、いままでやってこられている介護サービス情報公表支援事業というのは、これは一応今年度で終わりでしたよね。平成 24 年度から、この事業が国のほうに移っていくと、いままでの形で続けるとすれば、このシルバーマークが非常に中心になってくるのかなと思っているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

そうなりますと、先ほど 600 社前後ぐらいがこのシルバーマークをいま取られていると。事前の視察のときには 682 社というお話があったので、細かい数字はいいですが。それに対して、全事業者といいますか、シルバー事業をやっているのが 24 万某というお話をお聞きしましたが。そうすると、1%にも満たないですね。そうしますと、それがかなり減っているというお話もお聞きしましたので、本来のシルバーマークは、質を高めるために非常によくやっている所を認定して、みんなでそれを見ながら全体のレベルを上げようということだと思いののですが、ちょっとこの数字ですと、全体の 24 万のうち、わずか 500 か 600 しかない、しかも今後申請もあまり出てこないという話ですと、これはちょっと事業としてどういう意味があるのかなというのが非常に疑問なので、その辺りについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

2 点目は、ちょっと細かい話で恐縮なのですが、今日の資料にはなかったのですが、事前に私も資料をいただいて質問させていただきました。支出の中で、コンピューター関係のものが非常に多いですね。平成 24 年から国のほうになるのかもしれませんが、ざっと見たら 1 億 5,000 万円ぐらいの金がシステム関係で支出しているのです。もちろん、新しい物を作ったり変えたり、いろいろとお金はかかるとは思いますが、私の常識では 1 億 5,000 万円がシステムにかかるというのは、ものすごい金だと思います。その辺りについて、もう少しわかりやすい説明をいただきたいと思います。以上 2 点です。

○老健局振興課長

1 点目で事実関係の説明をさせていただきたいと思うのですが、情報公表制度とシルバーマークの違いです。情報公表制度は、介護保険法に基づきまして、介護保険に参加

している全事業所について、基本的な情報を利用者が選択するために情報を提供するというので、基本的には客観的な情報、項目をホームページを通じて誰でも見られるようにオープンにしていると。それを通じて、ケアマネさんや利用者、家族が事業所を選ぶと、そういう情報を提供する仕組みです。一方、シルバーマークや一般の第三者評価は、それぞれの事業所がより高い質的なものを目指して向上していくと。一定のレベルの一定の審査を受けたうえで、認定していくということで、質的なものをいわば公けにお示しするというので、趣旨が違うということを説明させていただきます。

○シルバーサービス振興会常務理事

シルバーマークは、おっしゃるとおりなかなか数が伸びていないことは事実です。そもそもシルバーサービス振興会が設立されて、今後民間事業者がどんどん入ってくるであろうということから、高齢者のシルバーサービスを守るために高い基準、質の確保といった観点から、シルバーマーク制度を設立して現在まで至っているわけです。

いままで実はほとんど宣伝してこなかった経緯があります。介護保険制度が導入されてから、基準さえ満たせば参入できるということもありまして、私どもとしては従来の介護保険制度より高い基準、上乘せ基準や横出し基準をきちんと設けて、質の確保ということで取り組んできています。何とかこれを高齢者の方々や家族、それからケアマネの方々にも認識していただきたいということから、平成 20 年度から大々的に PR することになっています。

先ほど質問がありましたように、昭和 62 年以来、入会金をずっと積み立ててきた基金がありましたので、その基金を 1 億 3,000 万円ほど取り崩しまして、その経費に充てて、いまマークの宣伝をしているところです。今後、いかにシルバーマークが伸びていくかを、すぐには答えは出ていないのですが、引続き PR をしていくことによってきちんとした介護事業者の質の確保ができるように、シルバーマーク制度に取り組んでいきたいと思っています。

○田代仕分け人

何か数的な目標はないのですか。3 年後には 30% にするとか、そういう目標はまだないのですか。

○シルバーサービス振興会常務理事

いまのところ、数をいくつにしたいということではありませんが、確かに介護事業者全体の 24 万事業所から見ると、微々たる数字です。しかし、このシルバーマーク制度が普及すればするほど、高齢者のシルバーサービスの質の確保が進んでいきますので、できるだけ多くの事業者にシルバーマークを取得していただけるように今後も努力していきたいと思っています。

○介護サービス情報公表支援センター長

もう 1 つ質問がありましたシステム関係の支出ですが、1 億 5,000 万円でした。こちらについては、まず 47 都道府県が共通のシステムで公表すると。これは、利用者の利便

性の関係から、共通のシステムにするという前提でつくっています。これは、各都道府県協議のうえで、各県がばらばらに作るよりは共通で作ったほうが効率的だろうということで、そのようになっています。それからもう 1 つは、給付対象サービス、情報の公表の対象サービスになっているのが 50 サービスありますので、この基本情報、調査情報をすべて網羅的にシステムとして公表できる仕組みを整えなければならないものですから、このぐらいの金額がかかってしまっているということです。

○田代仕分け人

制度を作るときはかかると思うのですが、今後はどうなのですか。毎年 1 億何千万円というお金がかかる予定ですか。

○老健局振興課長

今度、国でシステムサーバを一元化しますので、平成 24 年度以降、いくらかかるかは計算していませんが、おそらく 1 億円かからず、数千万円で毎年のランニングコストは運営できるのではないかと考えています。具体的には、平成 24 年度の予算のときに固まります。

○草間仕分け人

私は、やはりシルバーマークはもう時代的使命を終えたいと思います。つまり、措置制度のときは民間を育てるために、権威のお墨付きが必要だったわけですね。それで本会が成立された。現在は事業者数が、もう 24 万事業増えているわけですね。いま介護市場は、関連も入れればおそらく 10 兆円以上ぐらいあると思うのです。むしろ、国際スタンダードな、例えば ISO とかそういったもので日本で保証されれば他国へ持って行けるというような形のほうがいいのではないかと考えています。本会のマークを取っていてもあまり意味がないという感じを受けます。結論から言いますと、もう何か役割が終わったなという感じを受けます。

○シルバーサービス振興会理事長

私はちょっと見解が違いまして、そういうご議論もあるかと思いますが、これから実際にサービスを求めようとする、特にお年寄りの方々が、どういうサービスを購入しようかと考えたときに、やはりそれなりの水準で評価されているものを是非ほしいというのは、常識的にあり得ることだと思います。そういうものをサービスとしてこちらも提供していくことが大事ではないかと考えているのです。ですから、この事業はむしろ廃止よりも、これからどんどん膨らませていかなければいけないと。いままで少し努力が足りなかったと考えていまして、真剣に拡張しよう、いま次のどこの分野を取り上げてやっていこうかと、中でいろいろと検討している最中です。

○老健局長

おっしゃるとおりでして、介護保険ができたことにより介護保険の基準があって、介護保険の指定業者になるためには、施設や構造の基準、人員の基準、運営の基準を満た

しているというのが、指定の条件です。ですから、その指定条件からはずれた場合には、指導もしますし、取消もしますよという体系が、介護保険法ができて、できてしまっているということなのですね。省内事業仕分け室からもありましたように、1 つはそういう指定基準をより上回る何からの基準をつくってやっていったらどうだという意見もあります。それから、もう少し国際的な方面にやっていったらどうだというものもあります。

それからもう 1 つは、実はシルバーサービス全体を見ますと、介護保険指定事業ではない事業が最近結構増えてきています。これは、配食のサービスや福祉タクシーなどの移送のサービス、あるいは最近経済産業省は買い物サービスを何とかするような、そういう介護保険ではちょっと違う事業形態も出てきています。そのようなものをちょっと考えながら、このシルバーサービス振興会にどういう事業展開を図っていってもらうかを早急に考えていただかなければならない時期だと、私どもは感じています。

○草間仕分け人

例えば、厚労省を一言で言えば、業を守っていくという世界が 1 つあるだろうと思います。経産省は何かというと、業を育てるという世界があると思うのです。私が内閣総理大臣であれば、業を育てる方向に方針転換します。したがって、シルバー振興会には発展的解消と、JIS などの世界に政策誘導していく、産業育成していくほうが、国益に、あるいは国際産業の活性化につながるのではないかと考えています。市場である程度評価されるような仕組に変えていくべきだと思います。

○老健局長

いま、経済産業省とロボットについてはお互い協議してやっています。JIS や ISO のような国際標準にロボット産業業界をしていきたいというような話が、経済産業省からはきています。そのときに、私どもに協力してくれと言われているのは、それが実際の利用者あるいは事業者にとって、簡単な言葉で言えば使い勝手がいいということですが、もう少し言えば医薬品の治験ではないですが、実際に使ったときの適合性の問題など、そういう話は一方できています。必ずしも、そのように業の振興であるから全部経済産業省というような形ではなくて、我々はお互いに勉強会というような形でそういう話し合うような機会もつくっているのが、いまの現状です。

○土屋座長

いまのことに関連してなのですが、使い勝手というのは大変大事な視点だと思うのです。それを考えて、先ほどの IT で情報を提供するということから、いま IT でやりますと使用者がそれを全部評価できると。そうすると、シルバーマークの一元的な評価よりも、使った皆さんが各サービスごとに、あるいは機器ごとに評価をされると。個別の意見も当然ブログで入ってくると。そういうことがありますと、先ほど言われたように、ちょっと紙ベースの時代とは違った評価、あるいはシルバーマークに代わるものに移っていくのではないかと伺ったのですが、そのような先の見通しはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○シルバーサービス振興会理事長

長い先はわかりませんが、ここ 10 年、15 年は、少なくともインターネットですべて情報を取るといようなことは、高齢者にはとても期待できないものでしょうし、まだまだ紙ベースのことも必要だろうと思います。それから、非常に難しい話ではありますが、やはり少しでもいいものがどこにあるのだろうと、いまの情報公表制度を読みこなして、これがよさそうだときちんと判断できる高齢者が何人いるだろうかという、せいぜい 2 割か 3 割だろうと思います。ですから、そういう方々と、それから全く何もわからないから何か指標がないかなというので、シルバーマークが付いていれば、これなら安心と一応考えられるだろうという人が、2 割ぐらいいるのではないかと思うのです。その中間は、どちらも少しずつ利用して、きちんと判断するといようなことになるのだろうと思います。そういう意味からすると、我々のやっているシルバーマークはやはり本当にもう少し弱者のためにという感じもしますが、一生懸命やらなければいけないと思っています。

○老健局振興課長

すみません、補足させていただきます。高齢者だけに限らず、これは障害者も児童もそうだと思いますが、福祉の業界の中で、やはり第三者評価というか、専門家がきちんと客観的に評価をし、それを利用者が信頼して選ぶという手続きが必要ではないかと思っています。確かに、利用者の声はそれはそれで意義があると思いますが、利用者が満足したかは重要だと思いますが、むしろ専門的、技術的な視点から、専門家が判断をし、一定の評価をするという手続きはこれは不可欠ですし、第三者評価は省全体としても取り組んでいるところと認識しています。

○渡辺仕分け人

私が伺いたいのは 1 点のみなのですが、先ほどから説明の中にも資料の中にも、業種横断的という意味合いの現時点での捉え方とこれからの方向性をどう捉えていらっしゃるかを伺いたいと思っています。

先ほどからの説明では介護事業者 24 万ということですが、つまり介護事業者 24 万のうちには、もちろん社福法人あり医療法人あり、NPO や企業などいろいろなものがありますし、もちろん在宅もあって施設もあってというように、各種サービスがあるわけです。そういう介護事業者の中での事業横断的な意味合いと、もう 1 つは、あえて介護事業者ではなくてシルバーサービスとはという定義がここに書いてあるように、高齢者を対象とする、つまり利用者が高齢者であることを意識するサービスであれば、例えばここには公共交通機関であったり、住宅サービスやその他さまざまな、最近では高齢者向けのコンビニができていますが、業種横断的というところの業種をどれほどの幅で、あるいは範囲で捉えていらっしゃるのか、あるいはこれからどういう方向性が必要かと思っいていらっしゃるのかについて、私自身はシルバーサービス振興会のいちばん核の部分だと思っていますので、ここについての説明やお考えを伺いたいと思います。

○介護サービス情報公表支援センター長

ご指摘いただきましたように、非常に多種多様にわたってしまっていて、シルバーサービス振興会設立されてから今日まで、会員の業種区分も非常に広がってきています。例えば介護保険でいいますと、外に出た場合には10割自己負担になりますので、これは金融が支えるということで、民間介護保険なども入ってまいります。それから、建設や出版やカルチャー、学習の部分や、非常にありとあらゆる高齢者の生活全般を支えていくうえで、先程来研修等でも出ていますように、移送や配食や買い物支援といったものも複合的に関わってまいります。振興会の役割としましては、個々の企業、団体、業種ということではなくて、最近ではこれを業種ごとにコラボレーションしていくと。例えば、輸送業者と配食業者がタッグを組んで効率よく届けましょうですか、緊急通報の会社と介護事業者がタッグを組んで24時間の支援体制を組みましょうとか、いくつかそういう取組みが企業の中で始まっています。先ほど局長からもお話いただきましたように、厚生労働省としての地域包括的なケアの体制の確立の中でも、そういう方向性を目指されているということですので、私どもとしては今後も裾野を広げていって、業種間のコラボレーションをどんどん進めて、新たなサービスの開発や質の確保に取り組んでいきたいと考えています。

○渡辺仕分け人

いまの説明でいいますと、つまりそういうコラボレーション、お互い業種を超えてという部分はすごくこれから大事になってくると思うのですが、そこについてはどれぐらい積極的に関与していこうと思っていらっしゃいますか。例えば、あえて振興会から調査研究を行って、積極的に何かアイデアを出していくとか、あるいは提案型なのか、それとも、むしろいろいろと現場で起こっていることについての情報を普及させていくようなところに力を置いていくのかというような、これから先のビジョンは何かお持ちでしょうか。

○介護サービス情報公表支援センター長

会員の裾野が非常に広いので、定例的には月例研究会や分科会ということで、会員の皆様にさまざまな情報や研究の場、研修の場を提供することをやっています。もう1つは、平成20年度に私どもは振興ビジョンというものを策定しまして、いま申し上げたような裾野を広げていく取組みをもっとしていこうということで、各会員はじめ、各業界の方々にもこれを配付して、積極的に参入していただくということで取り組んでいるところです。

それから、会員の皆様からよくお聞きします声としては、異業種の方となかなか触れ合う機会がない、介護の事業者が金融の業界と知り合ったり、いろいろな業界と知り合うことについては、直接的なビジネスの関係は別ですが、それ以外の場で振興会という所で異業種と交流を持っていけることに非常に意義を見出しているというような声をいただいています。こういったところは伸ばしていきたいと考えています。

○宮山仕分け人

1点だけ、本質的な問題で、この場でお聞きするのが適切かどうか自分でも判断がつか

きませんが、お許しただいてお伺いします。介護保険制度の中で、家族介護を認めるかどうかという議論が最近出されているかどうかをお尋ねしたいと思うのです。どういふことかと言いますと、実は私もシルバーマークの今後は大変心配しています。振興会は、いわゆる在宅介護を視野において、その介護の担い手をあらゆる面から支援していこうという形で始まったと思うのですが、介護環境が非常に変わってきている中で、もう一度家族介護のようなものが中心に出てくるのなら、シルバーマークの価値もある程度見い出せると思います。そうでないなら、いかななものかという思いがあります。家族介護の話題が出ていたら、ちょっと教えていただきたいと思います。もし、なければいいで結構です。

○老健局長

実際介護保険を導入するときは、家族に手当をやったらどうだという議論がありました。極端なことを言えば女性を介護に縛りつけるのではないかと、意見がありまして、そういうものはどうかという意見があったわけです。家族手当のようなものは、介護保険の中では導入されていないというのが、いまの現状です。

介護手当を出せという議論ではないのですが、ヨーロッパでは、大学に入る前から親と別れて、老人になっても家族と一緒に暮らさないで別の世帯を構えますが、どうも日本というのはそこまでいかないと。現実問題として家族の介護が大変だと。そうすると、介護をしている家族が横に連携を取って、お互いの苦労などを話し合ったり、介護経験や介護技術を学び合ったりするような家族介護センターのようなものを作ってくださいというようなことで、「ケアラー」という言い方をされる動きが出てきているというのが、いまの現場だと私どもは把握しています。

○土屋座長

ありがとうございます。

(仕分け準備)

○土屋座長

それでは、議論も尽きないところですが、ただいま議論いただいたシルバースervice振興会について仕分け人から意見をいただくため、お手元の評価シートに意見を記載してください。時間は2分あります。制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。

(仕分け意見の表明)

○土屋座長

それでは、よろしいでしょうか。では今度は、田中さんからお願いします。

○田中仕分け人

先程来、シルバーマークの制度の運営に関して議論になっていましたが、在宅サービ

スに関してはもう既に役割を果たしたと考えてもいいのかなと思います。今後は、やはり施設サービスで、現在特養の入所定員が 42 万人、一方待機者も同じ数の 42 万人いるということで、2、3 年待ってもなかなか入れないのが現状です。この受け皿としては、現在民間の有料老人ホームや、適合高齢者専用賃貸住宅等に利用者が流れている現状がありますが、高い入居金等を払って入ったはいいものの、ちょっと話が違うということで消費者被害等になっている現状もあります。ですので、今後は、施設サービスに関して一定の質を確保するという目的で、このシルバーマーク制度が運営されるのが生き残る道なのかなと思います。

また一方で、在宅に関しては、先ほど局長からも話がありましたが、介護タクシーや配食サービス、それからいまはさまざまな民間の在宅関連のサービスができていますので、そういったことに関しての一定の質を確保するという面でのシルバーマーク、このシルバーマークという制度がどう変化するのかわかりませんが、新たなインセンティブの付与ということで生き残りをかけた方策を検討する必要があるのかなと思いました。以上です。

○渡辺仕分け人

介護サービス情報公表支援事業については、これはもう先ほど説明がありましたように、社会保障審議会の老人保健部会でも、既に方向性が出ていますので、これについては特段申し上げることは私からはありません。このような形で、平成 24 年度から移行していくものと思っています。私からは、先ほども質問させていただいたとおりですが、介護事業者に留まらない業種横断的なのという部分が、むしろこの振興会の役割かなと思っています。高齢化のピークは 20 年、30 年先にやってくるわけですから、そういった意味で先ほどもお話があったように、公共交通機関や住宅関係、あるいはサービス業などさまざまな所がこれからどんどん高齢者向けのサービスを展開してくると思います。そういう、より幅広い視野で業種横断的なコラボレーションがすごく必要になってくると思いますので、その辺りにミッションをシフトしていただけるといいかなと、私は個人的には思っています。

○宮山仕分け人

私も、介護サービス情報公表支援事業については、申し上げることはありません。1 つだけ、介護環境が大幅に変わってきている中で、やはりその役割をどうしていくのかということについて見直していただくのと、公益目的資産の活用策を含めて早急に具体的な検討をお願いしたいと思います。

○土屋座長

私からも、介護サービス情報公表制度は、これはむしろ行政情報の一部だと思いますので、これは国でやるべきだろうということでよろしいと思います。シルバーマークについては、四半世紀にわたって大変大きな役割があったのは、私も認めるところです。やはり、歴史的な使命は終わったのではないかという気がします。ただ、この振興会自体の役割は、やはり業種横断的な情報交換の場として大変貴重ではないかと。できれば、

これは外資系もむしろ加わっていただいたほうがよろしいのではないかと。話が長くなって申し訳ありませんが、私の医療現場では、ベッド業者も入っていますが、日本のベッドはこういう柵があるとマットの脇に降りるのですね。自分で入院するとわかりますが、足腰の弱った方が降りようとすると、堅い柵に膝の後ろを擦らないとベッドから降りられないと。外国のものは、このように出ているものが中にしまわれるのですね。そうしますと、平面がマットだけだと。そのような工夫がかなり長い歴史の中で行われていますので、やはりそういう欧米との情報交換の場にも、この振興会が役に立っていただきたいと思います。

○田代仕分け人

今後残るものの中では大きいものは、このシルバーマークということで、先程来 0.3%の比率を上げるようにいろいろと考えたいというのですが、私は、0.3%をどれぐらい上げるかというのも大変なことではないかなという気がします。それよりは、いま話が出ました、今後どんどんシルバーサービスの裾野が広がっていくのに、質的なものを担保するためにどうするのか、新しい所にいろいろ考えたい、まさにそれは大事だとは思いますが、単に考えたいというのは誰でも言えます。やはり具体的な案を、例えば平成 22 年度中に方針案を出すとか何かしないと、「将来頑張ります」だけではちょっとまづいのではないかと思います。できるだけ早く具体的な方針を出していただきたいと思います。

○草間仕分け人

私からは 3 点あります。厚労省について 1 点と、本会に 2 点です。結論からいうと、私は発展解消すべきかなと、廃止すべきかなと思っています。厚労省が現状の部分でいくなれば、いま B1 グランプリがあります。シルバーマークグランプリ、S1 グランプリのようなものをビッグサイト辺りで開催してみる。ちょうど 10 月に福祉機器展などがやっています。いまは国内の福祉機器産業が育っていますし、海外はむしろ撤退しているような状況があります。ああいう所で何かできるのかなと思っています。

厚労省については、介護保険の見直し制度が来年度の大きな事業になりますが、介護度が下がった場合に、要介護者と事業者に 1 カ月間でも介護報酬の下がったものをペイバックしてあげるような制度設計をするとよいのではないかと私は考えています。そうすると、下がった事業者または下がることに貢献をした福祉機器、福祉用具について、シルバーマークを貼っていただくというようになると、非常によいストーリーが描けるのではないかなと思います。いずれにしても、私はいま介護度をもっている親を抱えています。使わなければ損だと考えがちです。それから、介護事業者もたくさん重い利用者さんを取ろうとしがちです。ですから、両者に逆インセンティブが働いてしまうのです。そうではない、いいインセンティブ、人の善を導き出すような制度設計にされるとシルバースervice振興会の役割も出てくるのかなと思います。以上です。

(仕分け意見の結果発表)

○土屋座長

それでは、評決結果をお願いします。

○総括審議官

それでは、仕分け人の方からの評決結果を発表させていただきます。介護サービス情報公表支援事業の補助事業については、改革案、即ち平成 24 年度から国で直接実施ということですが、これについては妥当とする意見が 3 名、不十分という方が 3 名です。不十分の内容は、事業そのものを廃止してはどうかという方が 2 人、それからもう自治体でやったらいいのではないかという方が 1 人です。

それから、組織運営体制については、1 人ずつコメントがありましたので、内容については集計だけでいいますと、改革案が妥当という意見はありませんで、全員の方が改革案では不十分ということなのです。

○土屋座長

どうもありがとうございました。それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれましてはシルバーサービス振興会の改革案の更なる検討、取りまとめを引き続きよろしくをお願いします。どうも本日はありがとうございました。